

京都市告示第565号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成30年 1月31日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	岩倉水0361号	左京区岩倉幡枝町1300番地の9地先 同町1300番地の10地先	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	大原水0584号	左京区大原野村町512番地地先 同町511番地地先	点
2	梅津水0002号	右京区梅津段町13番地の2地先 同町91番地地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)